

# 令和8年度製菓衛生師試験実施要領

## 1 スケジュール

受験願書等配布	期間 令和8年1月13日（火）～令和8年3月13日（金） ※土日・祝祭日を除く 時間 午前9時～午後4時 場所 各保健所の窓口 ※沖縄県薬務生活衛生課ホームページ（以下、「ホームページ」という）からダウンロードによる入手も可能です。郵送を希望する場合は沖縄県薬務生活衛生課までお問合せください。
受験申込	期間 令和8年3月9日（月）～3月13日（金） 時間 午前 9時～11時30分 午後 1時～4時 場所 各保健所の窓口 ※県外居住者は沖縄県薬務生活衛生課へ郵送で申込ください。
試験日時 (試験会場)	令和8年4月23日（木）午後1時30分～午後3時30分 (奥武山公園県立武道館アリーナ、宮古合同庁舎、八重山合同庁舎)
合格発表	令和8年5月21日（木）午前10時 ※各保健所及び沖縄県薬務生活衛生課に合格者の受験番号を掲示するとともにホームページに掲載します。

## 2 受験資格

次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たしている必要があります。

- (1) 中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者。
- (2) 中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、証明日までに2年以上菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むものをいう）に従事した者。

※ 「菓子を製造する営業」とは、菓子製造業、複合型そ うざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとします。

(3) 製菓衛生師法の施行された昭和 41 年 12 月 26 日現在、菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が 3 年を超える者。

※ 職歴に関する注意事項

ア 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週 4 日以上かつ 1 日 6 時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に菓子製造業務に従事している場合は、職歴として認められます。

イ 従事期間については、菓子製造業務従事証明書の証明日現在で 2 年以上が必要です。ただし、勤務先で 1 か月以上の長期休暇がある場合は、その期間を除く 2 年以上の従事期間が必要です。また、複数の勤務先での従事期間を通算することは可能ですが、同一期間に複数施設で勤務していた場合は、その従事期間、勤務日数および時間の合算はできません。

ウ 菓子製造業の許可をもたない施設（飲食店営業許可のみの施設等）において、パン・ケーキなどの製造に従事しているものは、受験資格を認めません。

エ 次の場合は、職歴（菓子製造業務に従事していたこと）とは認められません。

(ア) 専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等（ウェイター・ウェイトレス等を含む。）に従事している場合

(イ) 栄養士、保育士、看護師およびホームヘルパー等の職種として採用されている場合（通常の勤務体系で専ら菓子製造業務に従事している場合は、認められます）

(ウ) 料理学校等で製菓衛生実習指導等に従事している場合

(エ) 会社や研究所等で食品開発業務の一環として従事している場合

(オ) 食品衛生法による営業許可を受けていない施設で従事していた期間

(カ) 外国の菓子製造業に従事している場合

(キ) 高校在学期間中に従事している場合（定時制・通信制の場合は、認められます。）

### 3 受験申込の提出書類

(1) 受験願書（2部）	受験申請書類に添付されている様式を用い、「受験願書記入例」を参照し記入ください。
(2) 写真	○受験者の写真（縦4cm×横3cm） ○写真の裏面には、氏名、生年月日を記入し、受験願書の右上の余白に貼り付けて提出してください。
(3) 履歴書	受験申請書類に添付されている様式を用い、「履歴書記入例」を参照し記入ください。
(4) 受験手数料 (沖縄県証紙 9,400円分)	○沖縄県証紙は、願書等の受付窓口での確認後に貼付けてください。 ○沖縄県証紙は、県内銀行、各保健所内食品衛生協会窓口等において購入できます。 ○県外居住者については、9,400円分の郵便為替を同封してください。郵便為替は、郵便局にて購入できます。郵便為替の受取人欄は、記入しないようご注意ください。 ○一度お支払いいただいた受験手数料の返還はいたしません。 ○受験申請書類の詳細調査により、提出書類に不備があり、受験資格が確認できなかつた方には、書類の再提出をしていただく期間を設けます。再提出がなかつた方、再提出をしていただいても受験資格が確認できなつた方についても、受験手数料の返還はいたしません。

<p><b>a 「2受験資格」のうち「(1)製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者」に該当する場合に提出する書類</b></p> <p>(5) 製菓衛生師養成施設の「履修証明書（原本）」または「履修見込証明書（原本）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○履修証明書または履修見込証明書は、原本を提出してください。</li> <li>○履修証明書には、製菓衛生師法施行規則に定められる「科目（単元）」ごとに、「時間数（単位）」、学則に規定される「時間数（単位）」および本人履修した「時間数（単位）」の記載が必要です。</li> <li>○履修証明書に在学期間の記載が無い場合は、卒業証明書、修了証明書、在学証明等、1年以上在学していることがわかる追加書類（原本）を提出してください。</li> <li>○履修見込証明書を提出したものにあっては、<u>令和8年4月3日（金）午後4時までに</u>「履修証明書（原本）」を提出してください。（期日までに提出のないものは、当該試験を無効とします。）</li> </ul>
<p><b>b 「2受験資格」のうち「(2)2年以上菓子製造業に従事した者」に該当する場合に提出する書類</b></p> <p>(6) 菓子製造業務従事証明書（原本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「菓子製造業務従事証明書（第6号様式）作成時の注意事項」および「菓子製造業務従事証明書記入例」を参照のうえ、営業許可証の申請者に作成を依頼してください。</li> <li>○<u>受験者本人は記入、修正できません。</u></li> </ul>
<p><b>c 「2受験資格」のうち「(3) 製菓衛生師法の施行された昭和41年12月26日現在、菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超える者」に該当する場合に提出する書類</b></p> <p>(6) 菓子製造業務従事証明書（原本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「菓子製造業務従事証明書（第6号様式）作成時の注意事項」および「菓子製造業務従事証明書記入例」を参照のうえ、営業許可証の申請者に作成を依頼してください。</li> <li>○従事期間は3年以上必要です。</li> <li>○<u>受験者本人は記入、修正できません。</u></li> </ul>

<p>(7) 菓子製造技能検定合格証書の写し ※該当者のみ提出</p>	<p>○菓子製造技能士 1 級または 2 級の合格者で、試験科目（製菓理論および実技）の免除を願い出る者は、検定合格証書の写しを提出してください。</p> <p>○検定合格証書の写しを提出する場合は、A4 サイズにコピーをとり、提出時に検定合格証書の原本を持参し、受付窓口において原本照合を受けてください。</p> <p>○受付窓口ではコピーできませんので、提出前にコピーし持参してください。</p>
<p>(8) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等 (発行後 6 ヶ月以内のもの、原本) ※該当者のみ提出</p>	<p>○(5)～(7)の書類に記載された氏名が現在と異なる場合は、必ず提出してください。</p> <p>○戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）で確認できない場合は、除籍個人事項証明書（除籍抄本）または改製原戸籍抄本等を提出してください。</p>
<p>(9) 国籍等表示のある住民票 (外国籍の方のみ、発行後 6 ヶ月以内のもの、原本) ※該当者のみ提出</p>	<p>○外国籍の方については、国籍等表示のある住民票が必要です。個人番号（マイナンバー）や住民票コードが記載されていないものを提出してください。</p>
<p>(10) 学力認定書（原本） ※該当者のみ提出</p>	<p>○次の方は学力認定書が必要です。</p> <p>ア　学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校（朝鮮学校やインターナショナルスクール等）の卒業者</p> <p>イ　外国における学校教育が 9 年未満の課程の卒業者（9 年以上の課程の卒業者は、卒業証明書を提出してください）</p>

	<p>い。)</p> <p>○学力認定書の発行には一定の期間がかかりますので、該当する方は沖縄県薬務生活衛生課へお早めにお問い合わせください。<u>令和8年2月13日(金)</u>までに学力認定の申請をしていない場合は、受験できません。</p>
(11) 郵便切手 110円  ※該当者のみ提出	<p>○県外居住者は、受付完了後の受験票送付に必要な<u>110円切手</u>を同封し、簡易書留にて提出ください。</p>

#### 【注意事項】

- 提出書類で、受験資格が確認できない場合は受験できません。また、一度受理した提出書類は返却いたしません。
- 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。
- 受験票は、合格発表や試験結果の開示に必要ですので、大切に保管してください。紛失されても再発行することができませんので、ご注意ください。

#### 【再受験について】

- 前年度の受験票（汚れ破損がない場合のみ）を提出した場合は、(5)～(10)の書類提出は省略できます。同様に、本年度の受験票で次年度（令和9年度）の書類提出を省略できますので、受験票は大切に保管してください。
- 前年度の受験票と氏名または本籍地の都道府県が異なる場合は、「(8)戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等」の提出が必要です。

#### 4 受験申込先及び問い合わせ先

窓口・連絡先	所在地	受験者の住所地
那覇市保健所 生活衛生課 (098) 853-7963	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21	那覇市
北部保健所 生活環境班 (0980) 52-2636	〒905-0017 名護市大中 2-13-1	名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部保健所 生活衛生班 (098) 938-9787	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-28	うるま市 沖縄市 宜野湾市 金武町 嘉手納町 北谷町 恩納村 宜野座村 読谷村 北中城村 中城村
南部保健所 生活衛生班 (098) 889-6799	〒901-1104 南風原町字宮平 212	豊見城市 南城市 糸満市 西原町 八重瀬町 与那原町 南風原町 浦添市 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
宮古保健所 生活環境班 (0980) 72-3501	〒906-0007 宮古島市平良字東仲 宗根 476	宮古島市 多良間村
八重山保健所 生活環境班 (0980) 82-3243	〒907-0002 石垣市字真栄里 438	石垣市 竹富町 与那国町
沖縄県 保健医療介護部 業務生活衛生課 食品乳肉班 (098) 866-2055	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	沖縄県外
<p><b>【注意事項】</b></p> <p>○受験申込、その他の問い合わせについては、受験者の住所地を管轄する窓口へお問い合わせください。</p> <p>○書類は、受付期間・受付時間内に提出してください。なお、受付期間内であっても、提出書類に不備等がある場合は受付できませんので、ご注意ください。また、受付期</p>		

間後半および受付時間終了間際は、大変混み合うため、早めの提出をお願いします。

○県外居住者に限り、郵送による願書の受付を行います。郵送による受付は、令和8年3月13日（金）までの消印があるものに限ります。簡易書留にて「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きし、110円切手を同封してください。受験資格があると認められた場合には受験票を郵送します。受験票が令和8年4月13日（月）までに到着していない場合は、沖縄県薬務生活衛生課へお問い合わせください。転居した場合は、必ず郵便局で郵便物の転送の手続きをしてください。

## 5 試験会場

試験会場	受験者の住所地
奥武山公園県立武道館アリーナ (那覇市奥武山町52)	那覇市・北部・中部・南部保健所管内及び沖縄県外
宮古合同庁舎（2階）講堂 (宮古島市平良字西里1125)	宮古保健所管内
八重山合同庁舎（2階）大会議室 (石垣市真栄里438-1)	八重山保健所管内

### 【注意事項】

- 各保健所の所管地域については「4 受験申込先及び問い合わせ先」を参照してください。
- 試験当日、道路や駐車場は大変混雑することが予想されますので、モノレール、バスまたはタクシー等の公共交通機関をご利用ください。
- 試験会場内の喫煙は全面禁止です。ゴミは試験会場に捨てず、各自で持ち帰ってください。

## 6 試験の概要

(1) 試験科目	衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技（製菓実技は和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）
(2) 出題数・出題形式	全60問、マークシートによる四肢択一方式
(3) 合否判定基準	原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とします。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とします。

### 【注意事項】

- 午後1時までに指定の座席へ着席してください。
- 天災地変などやむを得ない事情により試験を延期する場合は、試験前日の午後1時までに決定し、ホームページでお知らせいたしますので、必ず確認してください。延期となった場合は、令和8年5月以降（日程未定）に再試験を実施します。詳細については、決まり次第、ホームページでお知らせします。
- 車椅子の使用等、受験上の配慮を必要とする方は、受験申込時にあらかじめお申し出ください。
- 試験当日は、受験票、HB鉛筆および消しゴムを持参してください。シャープペンシルは使用できません。
- 菓子製造技能士1級または2級の合格者で試験科目の免除を願い出る者は、「(1)試験科目」のうち「製菓理論及び実技」を免除します。この場合、試験時間は午後1時30分～午後3時までとします。

## 7 合格発表

- (1) 各保健所および沖縄県薬務生活衛生課に合格者の受験番号のみを掲示するとともにホームページに登載します。
- (2) 合格証は、受験申し込みをした窓口にて交付します。県外からの受験者には郵送します。
- (3) 各保健所における合格証の交付手続にあたっては、受験票と運転免許証等の本人確認書類を持参してください。
- (4) 試験の合否や合格者の受験番号についての電話等での問い合わせには応じられません。

## 8 試験結果の開示

受験者のうち希望する者は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 26 条の規定に基づき、試験の結果を口頭により開示請求することができます。電話、はがき等による開示請求はできません。

(1) 開示する内容	科目別得点および総合得点
(2) 開示請求できるもの	受験者本人
(3) 開示請求に必要な物	受験票および受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
(4) 開示請求期間	期間 令和 8 年 5 月 21 日（木）～6 月 19 日（金） ※土日・祝祭日を除く 時間 午前 9 時～11 時 30 分 午後 1 時～4 時
(5) 開示場所	沖縄県薬務生活衛生課、宮古保健所生活環境班 および八重山保健所生活環境班

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名  
生年月日 年 月 日  
電話番号

製菓衛生師試験受験願

製菓衛生師法第4条第1項の規定による試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

記

- 1 本籍地（外国人の場合は国籍）
- 2 住 所
- 3 学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者に該当するか否かの別
- 4 菓子製造技能士の場合は、1級又は2級（該当するものに○）※4に該当する場合は、技能検定合格証書の写しを添えること。



# 履歴書

【製菓衛生師試験用】

ふりがな 氏名			
住 所	〒		
連絡先 (電話番号)			
学歴			
職歴	期間		事業所の名称・所在地
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 間
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 間
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 間
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 間
	年 月 日から	年 月 日まで	年 月 間

【記載上の注意】

- 「学歴」欄は、受験資格を満たす学校名を記入すること。但し、「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する者については、当該製菓衛生師養成施設名を記入すること。
- 「職歴」欄は、菓子製造業の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名称は、「菓子業務従事証明書」に記入されたものと一致していること。但し、「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する受験者は「職歴」欄は記入しなくてもよい。



## 製菓衛生師試験受験願 記入例

※訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いてください。

第5号様式（第7条関係）

沖縄県知事 殿  
年 月 日  
氏名  
生年月日  
電話番号  
製菓衛生師試験受験願  
製菓衛生師試験受験願  
第4条第1項の規定による試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

記

1 本籍地（外国人の場合は国籍）

2 住 所

3 学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者に該当するか否かの別  
4 莱子製造技能士の場合は、1級又は2級（該当するものに○）※4に該当する場合は、  
技能検定合格証書の写しを添えること。

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は旧字体のまま）を楷書で丁寧に記入してください。

平日の9:00～16:00に受験者本人につながる番号を記入してください。

本籍は、都道府県名（外国籍の方は国名）を記入してください。

高等学校の入学資格を有する者は「該当する」と記入してください。

履歷書記入例

書歷復

900-1234

沖縄県那覇市景陽1丁目2番3号  
沖縄県マソショウ456号

連絡先  
*（お名前、会社名）*

学歴 沖縄県おかみ専門学校

期 間 事業所の名称・所在地

年 月 日から 年 月 日まで

職歷　　在日　　日加人

年 月 日まで 年 月間

年 月 日から 年 月 日まで

45: 日  $\Box \neg \forall x \varphi$

年 月 日まで 年 月 間

年 月 日 年 月 日 から まで

卷之二

年 月 日 ～ 年 月 日 まで

記載上の注意】 1 「学歴」欄は、受験資格を満たす学校名を記入すること。但し、「製菓衛生師養成施設において、必要とする専修科を修得する者」については当該専修科の名称を記入すること。

2 「職歴」欄は、革小製造業の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名称は、「莫

丁寧な手書きの「印鑑」に記入されています。しかし、「家業承継工房」実況版においては記入しなくてよい。

※訂正する場合は、訂正箇所に三重線を引いてください。

氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は旧字体のまま）を楷書で丁寧に記入してください。

学歴は受験資格の学歴を満たす学校を記入してください。  
「製菓衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する者については、当該製菓衛生師養成施設名を記入してください。

「職歴」欄には菓子製造の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名称は「菓子製造業務従事証明書」に記入されたものと一致しているか確認してください。

年	月	日から	年	月間
年	月	日まで	年	月間
年	月	日から	年	月間
年	月	日まで	年	月間
年	月	日から	年	月間
年	月	日まで	年	月間

記論上の注音

- 1 「歴歴」欄は、受験資格を満たす学校名を記入すること。但し、「製薬衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する者については該当製薬衛生師養成施設名を記入すること。

2 「歴歴」欄は、薬子製造業の業務に関するもののみを記入し、期間及び事業所の名稱は、「事業所登記証明書」に記入されたものと一致すること。但し、「製薬衛生師養成施設において必要な技能を修得した者」に該当する受験者は「歴歴」欄は記入しなくてもよい。